



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年9月24日金曜日 第1595号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則.....	957
愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則.....	957

告 示

一部事務組合の規約の変更許可（4件）.....	958
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可.....	959
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び一部事務組合の規約の変更の許可（2件）.....	959
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	959
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（3件）.....	960
土地改良事業の計画の変更の認可.....	960
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	960
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	961
保安林予定森林にする旨の通知.....	961
建設業者の許可の取消し.....	964
基本測量の実施の通知.....	964
開発行為に関する工事の完了.....	964
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	965

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	965
-----------------------------	-----

任 免 辞 令

富岡 要一.....	965
------------	-----

規 則

○愛媛県規則第48号

愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「南宇和郡愛南町平城3048番地」を「南宇和郡愛南町御荘平城3048番地」に改める。

- (1) 愛媛県浄化槽工事業者登録簿閲覧規則（昭和60年愛媛県規則第49号）別表場所の欄
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年愛媛県規則第46号）別表13の項
- (3) 愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則（平成15年愛媛県規則第19号）別表6の項

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

○愛媛県規則第49号

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定

める。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第8号、第9号、第15号、第19号及び第20号」を「第7号、第8号、第14号、第17号及び第18号」に改める。

第7条第1項中「第3号」を「第4号」に改め、同項ただし書中「第16号」を「第4号」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 潜水器漁業（簡易潜水器を使用するものを含む。以下同じ。）

第7条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「第7号及び第8号」を「前2号」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第10号を第9号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第21号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第13号及び第21号」を「前項第12号及び第19号」に改める。

第8条第1項中「、漁業法」を「、同法」に、「前条第1号から第3号」を「前条第1項第1号から第4号」に改める。

第41条の表1の項禁止区域の欄1のウ及びエ中「川之江市」を「四国中央市」に改め、同表2の項同欄1のウ及び同表5の項同欄1のウ中「伊予三島市」を「四国中央市」に改め、同項同欄18及び20並びに第46条の表1の項(5)中「東宇和郡明浜町」を「西予市明浜町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。ただし、第41条及び第46条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第7条第1項第16号に掲げる漁業について同項本文の規定による許可を受けている者（次項に規定する者を除く。）は、当該許可に係る許可証に記載された船舶について、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に改正後の愛媛県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第7条第1項第4号に掲げる漁業について同項本文の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧規則第7条第1項本文の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

- 3 この規則施行の際現に旧規則第7条第1項第16号に掲げる漁業について同項本文の規定による許可を受けている者（施行日前に旧規則第17条の規定により船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可証の書換え交付の申請をした者であって、この規則施行の際現にこれに対する処分がなされていないものに限る。）は、当該申請に係る書換え交付後の許可証に記載された船舶について、当該申請に対する処分があった日（以下「処分日」という。）に新規則第7条第1項第4号に掲げる漁業について同項本文の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可を受けたものとみなされる者に係る許可の有効期間は、処分日におけるその者に係る旧規則第7条第1項本文の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 4 前項に規定する者に係る当該許可については、施行日から処分日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この規則施行の際現に旧規則第7条第1項第16号に掲げる漁業について旧規則第21条第1項の規定による認可を受けている者は、当該認可を通知する書面に記載された船舶について、施行日に新規則第7条第1項第4号に掲げる漁業について新規則第21条第1項の規定による認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可を受けたものとみなされる者に係る認可についての新規則第22条第2項の知事が指定した期間（以下「指定期間」という。）は、施行日におけるその者に係る旧規則第21条第1項の規定による認可についての指定期間の残存期間と同一の期間とする。
- 6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第1985号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更を許可した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。
- 2 規約変更年月日
平成16年9月21日
- 3 規約変更許可年月日
平成16年9月9日

○愛媛県告示第1986号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地

方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村交通災害共済組合の規約の変更を許可した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。
- 2 規約変更年月日
平成16年9月21日
- 3 規約変更許可年月日
平成16年9月10日

○愛媛県告示第1987号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山養護老人ホーム事務組合の規約の変更を許可した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。
- 2 規約変更年月日
平成16年9月21日
- 3 規約変更許可年月日
平成16年9月14日

○愛媛県告示第1988号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山広域福祉施設事務組合の規約の変更を許可した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 変更事項
組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。
- 2 規約変更年月日
平成16年9月21日
- 3 規約変更許可年月日
平成16年9月14日

○愛媛県告示第1989号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の増減を許可した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 増減内容
重信町及び川内町の脱退
- 2 増減年月日
平成16年9月20日
- 3 増減許可年月日
平成16年9月10日

○愛媛県告示第1990号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 減少等の内容
 - (1) 減少内容
組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。
 - (2) 変更事項
組合を組織する地方公共団体のうち東温消防等事務組

合が解散することに伴い、組合の規約を変更する。

- 2 減少等の年月日
平成16年9月21日
- 3 減少等の許可年月日
平成16年9月10日

○愛媛県告示第1991号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更を許可した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 減少等の内容
 - (1) 減少内容
組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少させる。
 - (2) 変更事項
組合を組織する地方公共団体のうち東温消防等事務組合及び温泉郡川内町重信町衛生組合が解散することに伴い、組合の規約を変更する。
- 2 減少等の年月日
平成16年9月21日
- 3 減少等の許可年月日
平成16年9月10日

○愛媛県告示第1992号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300137110	有限会社えひめ介護ネットワーク	西条市古川甲265番地の1	遠 藤 啓 孝	児童居宅介護	えひめ介護ネットワーク本部指定訪問介護事業所	西条市古川甲265番地の1	平成16年9月15日

○愛媛県告示第1993号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100147111	有限会社えひめ介護ネットワーク	西条市古川甲265番地の1	遠 藤 啓 孝	身体障害者居宅介護	えひめ介護ネットワーク本部指定訪問介護事業所	西条市古川甲265番地の1	平成16年9月15日

○愛媛県告示第1994号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成16年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200169114	有限会社えひめ介護 ネットワーク	西条市古川甲265番 地の1	遠藤 啓 孝	知的障害者居 宅介護	えひめ介護ネットワ ーク本部指定訪問介 護事業所	西条市古川甲265番 地の1	平成16年 9月15日

○愛媛県告示第1995号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成16年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000300062110	吉田興産有限公司	北宇和郡広見町大 字内深田1067番地 2	吉 田 公 世	児童居宅 介護	介護福祉サービ スさくら	北宇和郡広見町 大字永野市638 番地3	北宇和郡広見町 大字内深田1067 番地2	平成16年 8月20日

○愛媛県告示第1996号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成16年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000100064118	吉田興産有限公司	北宇和郡広見町大 字内深田1067番地 2	吉 田 公 世	身体障害 者居宅介 護	介護福祉サービ スさくら	北宇和郡広見町 大字永野市638 番地3	北宇和郡広見町 大字内深田1067 番地2	平成16年 8月20日

○愛媛県告示第1997号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。
平成16年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000200078117	吉田興産有限公司	北宇和郡広見町大 字内深田1067番地 2	吉 田 公 世	知的障害 者居宅介 護	介護福祉サービ スさくら	北宇和郡広見町 大字永野市638 番地3	北宇和郡広見町 大字内深田1067 番地2	平成16年 8月20日

○愛媛県告示第1998号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更を平成16年 9月14日認可した。
平成16年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1999号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・片上西地区）の施行に平成16年 9月7日同意した。
平成16年 9月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2000号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、波方町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）ハメ谷地区）の施行に平成16年9月7日同意した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2001号

四国中央市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・神ノ内地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・神ノ内地区）計画書の写し
- (2) 四国中央市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年9月27日から10月25日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所

○愛媛県告示第2002号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字横川字横川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字横川山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字横川字足河山・字下向山・字笹郷

山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的
水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字足河山・字下向山・字笹郷山（以上3字国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字横川字笹郷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的
水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字笹郷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字下畑地字宇土ノ郷山、大字横川字狩場山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指定の目的
水源のかん養
 - (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宇土ノ郷山・字狩場山（以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字横川字笹郷山・字長走山（以上2

字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長走山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡津島町大字横川字下成山・字狩場山・字横吹
山・字道ノ川・大字増穂字二ノ谷山(以上5字国有林。
次の図に示す部分に限る。)、字三ノ谷山

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下成山・字狩場山・字横吹山・字二ノ谷山・字
三ノ谷山(以上5字国有林。次の図に示す部分に限
る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

宇和島市大字川内字鬼ヶ城山(国有林。次の図に示す
部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鬼ヶ城山(国有林。次の図に示す部分に限る。
)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

8(1) 保安林予定森林の所在場所

宇和島市大字野川字滑床山(国有林。次の図に示す部
分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滑床山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡広見町大字奈良字奈良奥山(国有林。次の図
に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奈良奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。
)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

10(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡広見町大字中ノ川字中ノ川奥山(国有林。次
の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ノ川奥山(国有林。次の図に示す部分に限る
。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

11(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

12(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

13(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字目黒字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

14(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡松野町大字富岡字久米治奥山（国有林。次の

図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久米治奥山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

15(1) 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡一本松町大字正木字替地山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字替地山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

16(1) 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡一本松町大字正木字郷城羽後山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字郷城羽後山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

17(1) 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡城辺町大字緑字山出シ山（国有林。次の図に

示す部分に限る。)

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山出シ山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及
び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に
備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第2003号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-12)第11970号	平成12年7月3日	東洋道路(有)	山本 輝秋	今治市山路394-1	平成16年8月3日	電気工事業	建設業の廃止(一部廃業)
(般-15)第14149号	平成15年11月20日	(有)末広建設	福島 和紀	松山市和気町2-747-3	平成16年8月5日	土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-13)第14948号	平成14年3月12日	ジーエス四国販売(株)	延原 一郎	松山市平田町395	平成16年8月5日	電気工事業	建設業の廃止
(般-12)第5658号	平成12年10月17日	寒川建設	寒川 節雄	松山市祝谷6-1188-2	平成16年8月6日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般-13)第12270号	平成13年7月8日	創生建設(株)	砂川 直樹	松山市西垣生町1209-8	平成16年8月10日	土木工事業	建設業の廃止
(般-13)第12520号	平成14年1月17日	せんだ塗装店	千田 克三	西条市飯岡2412-47	平成16年8月17日	塗装工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-14)第1872号	平成14年10月30日	(有)永井工業	永井 理正	西宇和郡瀬戸町川之浜2132-1	平成16年8月18日	建築工事業	建設業の廃止(一部廃業)
(般-13)第14971号	平成14年3月29日	住宅建築研究所	日野 幸次	松山市保免中1-2-21	平成16年8月19日	建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-12)第3780号	平成13年2月24日	(有)佐々木鉄工所	佐々木秀夫	松山市空港通3-3-8	平成16年8月24日	建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般・特-12)第526号	平成12年5月23日	(株)ブリッジカンパニー	橋本 隆	喜多郡内子町城廻991-1	平成16年8月26日	造園工事業	建設業の廃止(一部廃業)

○愛媛県告示第2004号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 基本測量(電子基準点測量)
- 2 作業期間 平成16年11月1日から
平成17年3月31日まで
- 3 作業地域 上浮穴郡久万高原町、南宇和郡内海村

○愛媛県告示第2005号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検(開)第31号 平成16年9月14日	伊予郡米湊字大角蔵1500番1、1500番8、1500番9、1501番8、1501番10及び1502番1	伊予市米湊1677番地1 阿部悦雄

○愛媛県告示第2006号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成16年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第51号	松山市南堀端町1番地	指定金融機関伊予銀行	松山市大街道一丁目3番地1 指定金融機関伊予銀行南支店	平成16年8月8日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成16年9月24日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,214,470
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,290
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269,079

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	382,050	127,350
今治市	95,060	31,687
宇和島市	49,612	16,538
八幡浜市	26,375	8,792
新居浜市	103,554	34,518
西条市	47,272	15,758
大洲市	30,880	10,294
伊予市	24,843	8,281
北条市	23,839	7,947
東予市	27,094	9,032
四国中央市	77,140	25,714
西予市	39,037	13,013
周桑郡	19,534	6,512
越智郡	59,031	19,677

温泉郡	33,144	11,048
上浮穴郡	13,278	4,426
伊予郡	51,976	17,326
喜多郡	25,187	8,396
西宇和郡	19,896	6,632
北宇和郡	42,054	14,018
南宇和郡	23,614	7,872

任免辞令

○任免辞令

8月23日

愛媛県技術吏員 富岡 要一

死亡

